

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和2年10月23日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2000252号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(脱)第2000002号

第1 結論

昭和38年5月13日から昭和42年9月13日までの請求期間及び昭和44年10月20日から昭和47年3月26日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和38年5月13日から昭和42年9月13日まで
② 昭和44年10月20日から昭和47年3月26日まで

A社B支店に勤務していた請求期間①及びC社に勤務していた請求期間②が脱退手当金の支給期間となっている。しかしながら、脱退手当金を受給していないので、請求期間の脱退手当金の支給記録を取り消して、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、年金事務所から提出された当該期間に係る脱退手当金裁定請求書には、請求者の氏名やA社B支店の名称等が記載され、押印が確認できる上、「44.5.13 小切手交付済」及び「44.5.14 支払通知書発送済 隔地」のスタンプ(以下「スタンプ①」という。)が押されていることが確認できる。

また、脱退手当金裁定請求書の関係書類である脱退手当金計算書においても、スタンプ①と同様のスタンプが確認できる上、記載されている期間及びその標準報酬月額並びに脱退手当金額は請求者のオンライン記録と一致しており、その支給額に計算上の誤りはない。

さらに、A社B支店は、請求期間中にD社会保険事務所(当時)からE社会保険事務所(当時)に管轄が変更となっているところ、D社会保険事務所は、E社会保険事務所に対して請求者の厚生年金保険の被保険者資格関係事項を回答しており、その回答内容は請求者のオンライン記録と一致している。

2 請求期間②について、年金事務所から提出された当該期間に係る脱退手当金裁定請求書には、請求者の氏名やC社の名称等が記載され、押印が確認できる上、「47.8.29 小切手交付済」のスタンプ(以下「スタンプ②」という。)が押されていることが確認できる。

また、請求期間②に係る脱退手当金裁定請求書の請求者の氏名は「F」と記載されていることが確認できるところ、当該裁定請求書には請求者の氏名変更を届け出る旨の指示が確認でき、請求者が氏名を「G」から「F」に訂正されている厚生年金保険被保険者証を保有していることを踏まえれば、請求者が当該氏名変更に係る手続きに一切関与していないとは考え難い。

さらに、脱退手当金裁定請求書の関係書類である脱退手当金計算書においてもスタンプ②と同様のスタンプが確認できる上、記載されている期間及びその標準報酬月額並びに脱退手当金額は請求者のオンライン記録と一致しており、その支給額に計算上の誤りはない。

- 3 このほか、請求者から提出された厚生年金保険被保険者証には二つの「E 脱」のスタンプが確認できる上、A社B支店及びC社に係る事業所別被保険者名簿の請求者の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、請求期間①及び②に係る脱退手当金については、支給額に計算上の誤りはなく、一連の事務処理に不自然さはいかたがえず、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、請求者は、請求期間①及び②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。